平成２２年（フ）第１８７号
不定、住民票上の住所長崎県諫早市貝津町2873番地２
債務者　山本　　純
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
長崎県長崎市為石町2173番地、旧住所長崎県長崎市布巻町913番地
債務者　髙木真由美
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
長崎県長崎市木鉢町１丁目156番地、旧住所福岡県北九州市小倉南区中曽根東２丁目３番15号
債務者　竹中　英子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
長崎県長崎市出雲１丁目６番７号
債務者　中尾　綾子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
長崎県長崎市大浜町310番地11
債務者　村岡　孝志
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
長崎県長崎市大浜町310番地11
債務者　村岡　隆仁
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
長崎県長崎市滑石５丁目13番13号
債務者　渡邊　法邦
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
長崎県西彼杵郡長与町丸田郷155番地２
債務者　庄司　秀子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
長崎県長崎市青山町20番７号、旧住所長崎県長崎市小江原３丁目34番９号
債務者　小林　一彦
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
長崎県長崎市式見町266番地、旧住所長崎県長崎市小江原３丁目34番９号
債務者　近松　優子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2334番地、旧住所長崎県長崎市泉３丁目14番３号　サニーライフ201号
債務者　伊藤　孝子（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷561番地41、旧住所長崎県長崎市西海町1765番地171
債務者　髙橋　慈彦
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
京都府京都市下京区麩屋町通松原下る上鱗形町523番地　ジュネス木駒201、旧住所長崎県長崎市西海町1765番地171
債務者　髙橋テイ子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
長崎県長崎市川口町７番３号　ハイツ川口403、旧住所長崎県長崎市岩屋町10番６号
債務者　山口　育子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
愛知県新城市吉川字新井田94番地
債務者　小出　和夫
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４６号
福井県敦賀市昭和町２丁目５番１号
債務者　橋本　秀子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１９８５号
名古屋市北区名城３丁目３番４―207号　市営城北荘
債務者　シンユウこと　橘　　公共
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで名古屋地方裁判所民事第２部